

大阪労働局発表
令和7年2月4日

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 健康課
(電話) 06(6949)6500

「化学物質管理強調月間」を実施

(期間：令和7年2月1日～令和7年2月28日)

化学物質による労働災害発生状況は、休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、有機溶剤などの特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

このような状況を踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度が令和6年4月1日に施行されたところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大（令和8年4月には約2900物質が対象）され、これに伴い対象事業場の範囲が第三次産業を含め、幅広い業種に大幅に拡大されます。また、業種等に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造または取扱う等の全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、管理等を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となります。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て「化学物質管理強調月間」（期間：令和7年2月1日～令和7年2月28日）を以下のスローガンの下で展開することとし、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、活動の定着を図ることとしています。

また、大阪労働局においても、当該期間中に裏面の施策等を展開することとします。

スローガン

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

化学物質管理強調月間の取組について

(1) 専用リーフレットによる周知啓発（資料1参照）

大阪局版リーフレット「化学物質管理強調月間を実施します」



(2) セミナーの開催（共催）

① 「新しい化学物質管理について～企業の取組と産業医の役割～」

日時：令和7年2月7日（金）14:00～16:00

共催：大阪産業保健総合支援センター

※ 詳しくは大阪産業保健総合支援センターホームページを参照ください。

受付
終了

② 「化学物質対策セミナー」

日時：令和7年2月14日（金）14:00～16:10

会場：堺市役所 本館3階 大会議室 第1会議室

堺市堺区南瓦町3番1号

共催：大阪府、大阪市、堺市（協力）府内事務移譲市町村

※ 詳しくは大阪労働局ホームページを参照ください。



③ 「化学物質の自律的管理～ビルメンテナンス・清掃業界、外食業界及びホテル・旅館業等第三次産業における洗浄剤等による事故の防止に向けて～」

日時：令和7年2月20日（木）13:00～16:15

会場：AP大阪淀屋橋4階（Lルーム、Mルーム）

大阪府中央区北浜3-2-25 京阪淀屋橋ビル

※ 詳しくは右の専用ホームページを参照ください。



(3) 化学物質に係る改正労働安全衛生法のリーフレット等による周知

① 新たな化学物質規制

（大阪局版）



② 化学物質のリスクアセスメント

を実施しましょう（大阪局版）



③ 「濃度基準値設定物質」への適切

な対応について（大阪局版）



(4) 化学物質対策に係る取組み促進のための動画資料の作成（YouTube）

リスクアセスメント導入促進のための動画資料

（クリエイトシンプル）※月間中に掲載予定

(5) ホームページでの周知広報

大阪労働局（新たな化学物質規制）



中央労働災害防止協会
（化学物質管理強調月間）

